社会資本整備審議会 第34回建築分科会

平成26年2月3日

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。よろしくお 願いいたします。以降、座りまして進めさせていただきます。

本日はマスコミ等の取材希望がございますので、よろしくお願いいたします。なお、カメラ撮りにつきましては、事前にお願いしてありますように議事に入るまでとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

分科会の議事につきましては、プレスを除き、一般には非公開ということになっております。また、議事録は委員のお名前を伏せた形で、後日国土交通省のホームページにおいて公開することといたしたいと存じますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、まず資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の資料、クリップを外していただきますと、議事次第の次の紙に配付資料一覧がございます。資料1が委員会名簿、資料2が本日の主題議論でございます、二次報告の案でございます。部会からの二次報告でございます。それから、資料3がその概要でございます。それから、参考資料といたしまして、関係の資料集がございます。以上、4部、4つの資料でございます。欠落等ございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まず定足数の確認をさせていただきます。

本日は、建築分科会委員及び臨時委員、総数24名中、現在、19名の先生方にご出席 いただいておりまして、社会資本整備審議会令第9条によりまして、本分科会が成立して おりますことをご報告申し上げます。

なお、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員におかれましては、ご欠席とのご連絡 をいただいております。○○委員は少し遅れられているようでございます。

本日は、諮問事項でございます「今後の建築基準制度のあり方」の第二次報告につきまして、ご審議いただきたいと考えております。

それでは、以降の議事運営につきましては、分科会長、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 本日は、委員の皆様方には、夕刻の折、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから第34回の建築分科会の議事に入らせていただきたいと思います。

本日の審議の経緯でございますけれども、平成24年8月10日付にて国土交通大臣より、社会資本整備審議会、福岡会長宛てに、「今後の建築基準制度のあり方について」の諮問がなされております。

その諮問を受けまして、同月8月24日付で、福岡社会資本整備審議会長より、建築分科会長、私宛てに付託がなされまして、「今後の建築基準制度のあり方について」ということで付託がございました。この諮問事項、それから、社会資本整備審議会から建築分科会への付託ということで、その事項を審議するために建築基準制度部会というものを本建築分科会の中に設置をいたしまして、当該諮問事項のうち、「木造建築関連基準等のあり方」、それから、「効率的かつ実効性ある建築確認検査制度のあり方」について、建築基準制度部会のほうにおいて、本日まで議論を行ってきたところでございます。

このたび建築基準制度部会の第二次報告案、以下、部会報告と略させていただきますが、 それが取りまとめられましたので、建築基準制度部会長でもある私のほうから、この場に 提出させていただいております。

この部会報告、お手持ちの資料が2番ということに当たります。2番と3番でございます。この基準制度部会の前に設けられておりました建築法体系勉強会において整理されました建築基準法等の法体系の見直しに関し目指すべき基本的な方向を踏まえまして、特に見直しの要請の強い項目のうち、既に第一次報告として取りまとめました「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方」、これは昨年の2月にこの分科会においてご了承いただいて、その後、ご存じのように、法成立して、昨年の11月25日より施行に移されております。それですので、それは既に終了しておりますので、それを除きました「木造建築関連基準等のあり方」と、それから、「効率的かつ実効性ある建築確認検査制度のあり方」、この2点につきまして取りまとめをさせていただいたものです。

木造に関しては、平成23年度より実大規模の試験体による火災実験等を実施した成果を踏まえた木造建築関連基準の見直し。それから、もう一つのほうの効率的かつ実効性あるほうにつきましては、構造計算適合性判定制度、これは以前に耐震偽装事件を受けて創設されたものでございますが、それの実効性のあるやり方。それから、よく新聞紙上でもございますように、エレベーター、エスカレーターといったような昇降機等の専門性の高い分野における確認審査方法の見直しと。それから、各所でございます、火災等でなかな

か中間検査の報告がうまくいっていないといったようなことを受けて、定期調査・検査報告制度のあり方、それから、建築物の事故等に関する調査の充実など、新しい施策を講ずることにより、有用な社会的要求がある中で、建築行政に求められる役割を的確に果たすように、今回の第二次報告の中で提言をいたしておる次第でございます。

本日、委員の皆様方には、この部会報告につきましてご審議をいただき、建築分科会の 第二次報告、第一次は先ほど申しましたように、耐震改修促進法ということで一次報告が 出されておりますので、今回この第二次報告として取りまとめを行いたいと考えておりま すので、よろしくご審議のほどお願い申し上げたいと思います。

それでは、基準制度部会のほうからの報告案といたしまして、資料2の「今後の建築基準制度のあり方について」、その中で3点あるうちの残された2点でございます。「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等の構築に向けて」ということで、第二次報告、これにつきまして、事務局のほうから読み上げをしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

【事務局】 では、資料2になりますが、この部会報告につきまして読み上げをさせていただきます。

まず1ページめくっていただいて、目次でございますが、見ていただきますと、目次は構成といたしましては、1番、木造建築関連基準等のあり方、2番、効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方、3番、その他、4番、施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題、この4つからの構成になってございます。

では、本文のほうを読み上げさせていただきます。まず3ページ、お願いいたします。 「はじめに」でございます。

社会経済的なニーズの多様化・高度化、人口・世帯減少社会の到来など様々な課題に社会全体として対応が求められる中、建築行政として、多様化・高度化するニーズに対応した建築物整備や新技術の導入の円滑化に向けた基準及び手続きの合理化、安全・安心の確保に向けた災害及び事故対策の推進等の要請に的確に対応することが求められている。

平成24年8月10日付けで国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「今後の建築基準制度のあり方について」諮問がなされ、同年8月24日付けで社会資本整備審議会建築分科会に付託された。同年9月10日に開催された同分科会において新たに建築基準制度部会が設置され、当面、同部会においては、「新たな技術の導入や設計の自由度の

向上が促進される明確かつ柔軟な規制体系への移行という基本的な方向を踏まえた、木造建築関連基準等のあり方」、「実効性が確保され、かつ、効率的な規制制度への見直しという基本的方向を踏まえた、構造計算適合性判定制度等の確認検査制度のあり方」、「既存建築物の質の確保に向けた、建築物の耐震改修の促進に関する法律など関連規制等のあり方」という特に見直し要請の強い項目に関し、具体的かつ専門的に調査審議を行ってきた。その後、平成25年2月12日に「住宅・建築物の耐震化方策のあり方について」(第一次報告)を取りまとめた。これを受け、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、平成25年11月25日に施行された。

第5回建築基準制度部会(平成25年3月18日)以降、「木造建築関連基準等のあり方及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方」について審議を行い、今般、「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等の構築に向けて」(第二次報告)を取りまとめたものである。

続きまして、4ページでございます。

1番、木造建築関連基準等のあり方。

1、現状と課題。

現行の建築基準法(昭和25年法律第201号)においては、火災時の建築物利用者(以下「在館者」という。)の安全の確保、市街地火災の防止等の観点から、建築物の用途・規模・立地に応じて防火上、避難上の対策が求められ、特に、大規模な建築物を木造で建築しようとする場合には、壁、柱、はり、床などの主要建造部を耐火性の高い材料で被覆する等の措置が必要となる。

建築基準法第21条第2項では、延べ面積が3,000㎡を超える木造建築物について、 当該建築物の火災の際に周囲に著しい危険を及ぼすおそれが大きいことから、火災の拡大 を3,000㎡以内に抑えることを目的に、主要構造部を耐火構造とすることが義務付けら れている。

建築基準法第27条では、多数の者が利用する建築物等について、在館者の安全な避難・ 救助が確保できるよう、階数又は面積に応じて耐火建築物又は準耐火建築物とすることが 義務付けられている。例えば学校については、3階建てとする場合には耐火建築物としな ければならない。

こうした中、近年、建築技術の発展や建築物に対するニーズの多様化に伴い、木材を活用する新技術の導入や、木の質感を活かす多様な計画・設計を可能とする自由度の高い規

制に対する社会的な要請が高まっている。

平成22年5月に成立した「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」や、 同年6月に閣議決定した「規制・制度改革に係る対処方針」では、木材の利用を促進する ため、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえ、必要な規制の見直しを行うことと された。

このような社会的要請を受け、国においては、平成23年度から3カ年にわたり、大規模な木造建築物に関する実大の火災実験や、部材単位で耐火性を確認するための実験等の木造建築物の耐火性等に関する検証が行われ、主要構造部を準耐火構造とした建築物等について、火災の拡大を防止するための技術や在館者の安全な避難・救助を確保するための技術の研究開発が行われてきたところである。

2番、木造建築関連基準等の整備促進に向けて早急に講ずべき施策。

国は、平成23年度より取り組んでいる木造建築物の耐火性等に関する検証の成果等を踏まえ、建築基準法第21条第2項及び同第27条等の建築物の規模や階数に応じて構造を規制する基準について合理化を図るべきである。この際、新技術の導入の円滑化や設計の自由度向上のため、これらの基準について性能規定化を図り、要求する性能及び性能を満たす一般的な構造方法等を明確に示す必要がある。また、今後新たに開発される技術の導入を円滑にするため、一般的な構造方法等以外の構造方法についても、性能を確認し、国土交通大臣が認定する制度を整備する必要がある。

具体的には、建築基準法第21条第2項については、通常の火災が終了するまで延焼を防止できる性能を有する防火壁等で有効に区画した場合には、耐火構造以外の木造建築物であっても床面積3,000㎡を超えて建築することが可能となるよう規制を見直し、防火壁等の区画に求められる性能及び一般的な構造方法等を定める必要がある。

また、建築基準法第27条については、在館者の安全な避難・救助が完了するまで、建築物の倒壊・崩壊、延焼の拡大及び煙の拡散を防止できる場合には、3階建ての学校等についても木造の準耐火建築物とすることが可能となるよう規制を見直し、主要構造部等に求められる性能及び一般的な構造方法等を定める必要がある。

ここまでが1番でございます。

続きまして、2番、効率的かつ実効性のある確認検査制度等のあり方。

- 1、現状と課題。
- (1) 建築基準法における一連の確認・検査等の手続き等。

建築主は、建築物を建築しようとする場合には、工事着手前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事又は指定確認検査機関、以下「建築主事等」といいます。の確認を受けなければならない。

また、構造計算書偽装問題を受け、平成18年に建築基準法が改正され、高度な構造計算によって安全性を確認する建築物については、建築主事等が建築確認を行う際には、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算の法適合性の審査を受けなければならないこととされている。

建築確認を受けた建築物の計画の変更、以下「計画変更」といいます。を行う場合には、原則として、計画変更の確認を受けなければならないが、計画変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合すくことが明らかなものとして建築基準法施行規則、昭和25年の省令40号でございます。第3条の2に規定される軽微な変更については、計画変更の確認は不要とされている。

工事段階においては法令で定められた工程の終了後に中間検査を、工事完了後は完了検査を受けなければならないとされている。なお、工事完了前の建築物は原則として使用が禁止されているが、特定行政庁の仮使用の承認を受けることで工事中にその一部を使用することができることとされている。

また、建築物の竣工後、特定行政庁が指定した劇場、映画館、ホテル、百貨店等の建築物及び昇降機等、排煙設備等の建築設備等については、これらの建築物等の所有者又は管理者に対し、定期的に専門技術を有する資格者にその建築物等の状態を調査・検査させ、その結果を報告することを義務付けている。

以上のように、設計段階、工事段階、使用・維持管理段階の一連の手続き等が、建築基準法において規定されている。

(2) 構造計算適合性判定制度でございます。

構造計算適合性判定は、確認審査を補完するものとして、専門的な能力を有する者が、 構造計画や構造計算の詳細な過程等の審査を複層的に行うことにより、構造計算審査の質 の確保に大きく寄与している。

6ページでございます。

構造計算書偽装問題を踏まえた平成19年6月の改正建築基準法の施行後、確認審査の 厳格化に伴い、確認審査手続きが長期化し、構造計算適合性判定を要する物件に係る平均 の総確認審査日数(事前相談期間を含む。以下同じ。)は、平成20年1月時点では約10 0日間を要していた。その後、国土交通省において、建築確認手続き等の運用改善を実施 し、審査の合理化を図ることにより、平成22年下期以降、同日数は約50日程度で定常 的に推移している。

このように構造計算適合性判定については、確認審査の手続きの一部として定着し、確認審査の質の確保に寄与するものとなっているが、その一方で、次のような新たな課題も明らかになっている。

①構造計算適合性判定の手続きでございます。

現在、構造計算適合性判定を含む確認審査の一般的な手続きは、建築主が建築主事等に申請を行い、その後、建築主事等が指定構造計算適合性判定機関(都道府県知事が自ら構造計算適合性判定を実施している場合は当該知事)に構造計算適合性判定を求めることとされている。建築主事等が必要な審査を終えた後、構造計算書等が指定構造計算適合性判定機関へ送付され、構造計算適合性判定員による構造計算の審査が行われる。

この段階で構造計算の内容が建築基準法令に適合しないと指摘を受けると、設計全体の 大幅な見直しにつながり、審査期間の長期化につながる場合が多く、また、確認申請の再 申請が必要となる場合もある。

このような設計の大幅な見直しや再申請を減らすためには、建築計画全体の設計に大きく影響する構造計算の判定業務を確認審査の最初の段階で行うことが効果的であり、手続きの改善が求められている。

また、構造計算適合性判定員によっては、例えば、申請者に対して建築基準法令で規定 された以上の内容を求めているという実態があるなど、構造計算適合性判定の内容に差が 生じているという指摘があり、構造計算適合性判定の質の確保が課題となっている。

②指定構造計算適合性判定機関の指定でございます。

現行、指定構造計算適合性判定機関の指定は都道府県知事が行うこととされており、一つの指定構造計算適合性判定機関が複数の都道府県で業務を行う場合には、それぞれの都道府県知事の指定を受ける必要がある。

指定構造計算適合性判定機関の指定状況については、平成25年10月時点で、都道府 県知事が自ら構造計算適判を実施しているのは8府県、指定機関は52機関指定されてご ざいます。

複数の知事から指定を受けている指定構造計算適合性判定機関は、制度導入時の平成1 9年度は11機関であったものが、平成25年度は18機関まで増加している。また、6 都道府県以上の知事から指定を受けていた指定構造計算適合性判定機関は、平成19年度は3機関であったものが、平成25年度は13機関まで増加しており、最も多い機関は41都府県から指定を受けている。このように制度導入以降、1つの指定構造計算適合性判定機関が業務を行う地域の広域化が進んでいる。

国土交通省が都道府県に対して実施した調査によれば、平成24年度に指定権者として立入検査を実施した都道府県は27、知事のみが構造計算適合性判定を実施している1県を除き、残りの19の都道府県は立入検査を実施していないという回答であった。また、同調査の中で、「県として建築指導に係る職員数が限られているため、複数の機関に立入検査を実施することが困難である」、「十分な指導監督の観点から、業務範囲により国と都道府県の指定監督の棲み分けをすべき」といった意見も出されている。

こうした適判機関の業務地域の広域化、都道府県における監督体制の実態を踏まえ、的確に機関を監督する体制整備が必要となっているというものでございます。

続きまして、③、この構造適判の対象でございます。

適判の対象となる構造計算は、原則として限界耐力計算、保有水平耐力計算(ルート3)及び許容応力度等計算(ルート2)とされてございます。適用する構造計算は、構造種別ごとに建築物の規模や階数から決まっており、例えば、木造の場合、高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるものについては、ルート2が求められるようになり、適判の対象となってございます。

このうちルート2によって、安全性を確かめた建築物は、高さ31メートル以下で柱や壁が比較的バランスよく配置されたものが対象となっています。実際には、階数3以下の木造住宅で軒の高さが9メートルを超えたものや鉄骨造の住宅で柱の間隔が6メートルを超えたもの、階数1の工場で柱の間隔が12メートルを超えたものなどで適用されている。

この許容応力度等計算(ルート2)は、建築物の倒壊等までの状態を考慮して計算を行う限界耐力計算及び保有水平耐力計算(ルート3)に比べ簡易な検証方法となっており、必要な構造計算の内容が少なくなっている。

構造計算ルート別の総確認審査日数は、許容応力度計算の場合には約20日であるのに対して、許容応力度等計算(ルート2)の場合は54日、保有水平耐力計算の場合は53 日と、対象建築物の規模や構造計算の内容に関わらず、ほぼ同じ審査日数を要している。

一方、構造計算適合性判定の導入以降、特定行政庁や指定確認検査機関の審査体制については、毎年、指定構造計算適合性判定機関に補助員として職員を派遣し、この判定の実

務を経験することにより審査能力の向上を図る取組みが展開されていたり、構造に関する 講習会などに職員を積極的に参加させ専門知識の習得に努める動きが全国各地で行われて いる。

その結果、平成22年度に国土交通省が全国78の特定行政庁にヒアリング調査を行った際には、このルート2については、不整形な建築物等の場合、審査が難しいと回答した特定行政庁は約6割となっておりましたが、平成24年度に国交省が全特定行政庁・指定確認検査機関を対象として実施した調査によると、このルート2については、単独で十分な審査が可能としている特定行政庁及び機関は約8割あり、講習・研修等により将来的には単独でも審査可能と回答した特定行政庁等も含めると、約9割となってございます。

こうした状況の変化を踏まえ、構造計算の内容や審査側の審査能力等に応じて、構造計 算適合性判定の対象の合理化を検討する必要がある。

このほか、大規模な建築物の部分に、簡易な構造計算で済む小規模な建築物の部分が相 互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合であっても、小規模な部分も含めて建 築物全体として適判が必要となっている。

既存不適格建築物について一定の範囲内の増改築を行う場合には、一定の構造の制限の 緩和措置が講じられるが、その際に、新築時にはこの適判の対象となる高度な構造計算が 必要となる場合でも、適判の対象とならない。

既存不適格建築物を段階的に改修する場合の全体計画の認定手続きにおいては、高度な構造計算が必要となる場合でも、この適判の対象とならないという問題があり、適判の対象について再検証する必要がある。

④、この判定員の充足状況でございます。

平成24年度における実働の構造計算適合性判定員の人数は、常勤判定員124人、非常勤判定員609人でありました。国交省が実施したアンケート調査の結果、判定員を十分確保していると回答した指定機関は14、概ね確保していると回答した機関は27、残りの機関、全体の約2割は不足しているとの回答でした。

また、この常勤と非常勤をあわせた判定員の年齢構成を見ると、約4割が60歳以上であり、さらに常勤の適判員に限ってみますと約6割が60歳以上でした。

判定員は、現在、建築物の構造に関する専門的知識と技術を有する大学教授等のほか、 国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者とされている。 これまでに、一定の講習を受講した約2,300人がこの判定員として認められているが、 平成20年以降、新たな判定員は認められていない。

この判定を継続的に実効性ある制度として保つためには、将来を見据えて適切な能力を有する判定員を継続的に確保するための仕組みが必要である。

続きまして、9ページに参ります。

(3) 専門性の高い分野における確認審査。

建築基準法上、昇降機や遊戯施設といった専門性の高い機械類についても、建築主事等 が確認審査を行うこととされている。

昇降機等の審査に当たっては、安全装置等の制動装置や制御器も含め審査することになっていることから、それらを構成する機械部品や電子回路等が安全な動作を行うことも確認しなければならないこととされているが、制動装置や制御器等に関する技術の高度化・複雑化が急速に進んでおり、専門的な知識を有していない建築主事等では十分な審査が困難となっている。

このため、昇降機等に設けられる制動装置や制御器の性能が確実に発揮できるかどうかの審査については、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が関与する審査のあり方を検討する必要がある。

(4) 建築確認制度における手続き等。

まず(1)計画変更。

建築確認を受けた計画から変更する場合、その都度、計画変更の手続きが行われている。 一方で、変更により危険性等が増大せず、かつ、変更後の建築物の計画が建築基準関係規 定に適合することが明らかである場合には、軽微な変更として計画変更の手続きは不要と され、中間検査・完了検査の段階で届出のみで足りるよう措置されている。

しかしながら、近年、建築物の大規模化に伴い、建築確認段階では入居するテナントが決まっていないケース等があり、工事途中で、テナントの入居者決定後、計画の変更が生じることが多い。このような場合、原則として計画変更の手続きが必要となるが、明らかに建築基準法に適合するような計画の変更についても、現行の軽微な変更に該当しない場合もあるため、計画変更の確認手続きが必要となっている場合がある。このため、軽微な変更の内容について実際の建築工事の実態を踏まえた見直しが必要となっている。

②型式適合認定。

型式適合認定は、その型式が建築基準に適合することをあらかじめ国土交通大臣が認定することにより、建築確認申請における当該基準に適合することの審査を不要とするもの

であり、建築主及び建築主事等の双方にとって負担軽減を図るものとなっている。

プレハブ住宅として型式適合認定を取得しようとした場合、構造耐力規定、防火・避難規定、設備規定等の建築基準にあらかじめ適合するよう、住宅全体の設計仕様を1つの型式ルールとして定めて申請することが求められている。このため、ハウスメーカー等は、バリエーションごとに認定を取得しており、1つの住宅シリーズで100近い型式適合認定を取得しているようなケースもある。

10ページでございます。

認定を受けた型式について、新しい住宅部品等の導入や技術基準の改正に伴い、一部の 仕様に変更が生じれば、他に変更がない場合でも全ての型式適合認定の更新が必要となり、 変更のための手続きが大きな負担となっている。型式内容の変更に対して柔軟に対応でき るよう制度のあり方を検討する必要がある。

③仮使用承認。

仮使用承認については、特定行政庁のみが行うことができる行為であり、指定機関が確認検査を行った建築物について特定行政庁が仮使用承認を行う場合、仮使用部分の防火・避難等の安全性の審査のため、仮使用部分の防火・避難関係の計画だけでなく、建築計画全体を理解した上で審査をする必要があり、審査に時間を要する結果となっている。さらに、申請者側は特定行政庁から建築計画全体の内容の再説明や指定機関の建築確認の審査内容の説明を求められることがあり、申請者側の負担が大きくなっていることといった課題がある。仮使用承認が円滑に進むよう手続きのあり方を検討する必要がある。

続きまして、(5) 定期調査・検査報告制度及び維持保全についてでございます。

①定期調查・検査報告制度。

平成24年度における定期報告の状況は、特殊建築物等が71.2%、昇降機等が94.7%、排煙設備等の建築設備が68.3%であり、報告率の向上が重要な課題となっている。 定期調査・検査の対象については、特定行政庁が必要に応じ指定することとされているが、不特定多数の者や高齢者等の要配慮者が利用する建築物等特に安全性の確保を徹底すべきものが必ずしも指定されておらず、対象の指定のあり方を検討する必要がある。

また、定期調査・検査報告を行う資格者については、一級・二級の建築士のほか、国土 交通大臣が定める資格を有する者として、調査・検査する分野に応じて「特殊建築物等調 査資格者」、「昇降機検査資格者」、「建築設備資格者」があり、それぞれ大臣の登録を受け た講習を修了することによって資格を取得することとされている。 現在、防火設備については、この特建資格者が調査することとされているが、近年、その構造が高度化してきていることから、調査者の専門能力の確保が課題となっている。

建築物における重大な事故や災害を防止するため、定期調査・検査が適正に実施される 必要があるが、現在、実際の調査・検査が適切に実施されているかチェックする仕組みが 整備されていないこと、調査・検査の業務を不適切に行った者に対し、懲戒処分を行う規 定がないこと等が、制度の実効性を確保する上で課題となっている。

11ページになります。

②昇降機等の維持保全。

昇降機や遊戯施設等の安全を確保する上で、日常的な保守管理や運行管理を適正に実施することが重要である。現状としては、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」、「『遊戯施設の運行管理規程』の作成の手引き」等を周知し、これに基づき保守管理や運行管理の指導が行われているが、法的な位置づけがなく、必ずしも十分に徹底されていない現状にある。

ここまでが1番の現状と課題でございます。

続きまして、2番、効率的かつ実効性ある確認検査制度等のために早急に講ずべき施策 でございます。

以上のような確認検査制度等の現状と課題を踏まえ、次のような具体的な施策を講じる 必要がある。

(1) 効率的かつ実効性ある構造計算適合性判定の実施。

構造計算書偽装問題を受け導入された、この適判について、引き続き建築物の安全性の 確保を図るため存続すべきであるが、申請者及び審査者双方にとって、より効率的かつ実 効性ある制度への見直しを図るべきである。

具体的には、次の措置を検討する必要がある。

①構造計算適合性判定の手続き等の見直し。

この適判は、これまでと同様に確認審査とは別の機関で行うことを前提とし、建築主事等の審査から独立させ、建築主が適合性判定機関等を選択し、直接申請する仕組みとすることで、より早い段階で構造計算の審査を行うことができるように見直しを行う。併せて、適判について審査請求又は異議申立てを行うことができる仕組みを導入する。

広域的な区域で業務を行う適判機関を的確に監督する観点から、2以上の都道府県で業務を行う機関については、国が機関の指定、監督等を行うことができることとし、その上

で都道府県知事が業務を代行させることを選択できる仕組みを導入する。

②適判の対象の見直し。

ルート2について十分な審査能力を有すると判定した建築主事等が審査を行う場合については、このルート2を構造計算適合性判定の対象外とする。引き続き、審査能力が十分でない者に対して審査能力の向上に努める必要がある。

建築物の2以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合には、それぞれの部分ごとに適判の対象かどうかの判断を行うものとする。

既存不適格建築物について増改築を行う場合にも、新築の場合と同様に高度な構造計算の審査については適判の対象とする。

既存建築物を段階的に改修する場合の全体計画の認定の手続きにおいて――12ページに参ります。新築の場合と同様に高度な構造計算の審査については、適判の結果を踏まえて行うこととする。

③適判の質の確保。

告示として定められている適判の審査指針等の充実を図るとともに、新たな構造計算適合性判定員を確保するために、これまで大臣が大学教授等と同等以上の知識及び経験を有する者を認める制度を改め、国による資格検定、登録等により継続的に資格者を確保できる制度を導入する。また、的確な監督体制を整備し、質の確保を図る必要がある。

(2) 専門性の高い分野における確認審査方法の見直し。

昇降機等に設ける制動装置や制御器等の性能について、大臣の認定の対象とし、機械・電気における専門的な知識を有する者が審査する仕組みの導入を検討する必要がある。

- (3) 建築確認制度における手続き等の合理化。
- 計画変更の合理化。

建築活動の実態を踏まえつつ、建築基準法施行規則第3条の2の規定に限定列挙されている軽微な変更の対象について、計画変更の内容が建築基準関係規定に適合することが明らかな場合には計画変更の手続きが不要となるよう再検証を行い見直し行う必要がある。

②型式適合認定の合理化。

現行の単体規定ほぼ全ての一連の規定への適合を求める型式適合認定に関して、認定の 品質が確保されることを前提として、認定対象となる型式の範囲の拡大、認定内容の変更 を含む型式適合認定の手続きの簡素化等の措置を検討する必要がある。

③仮使用承認制度の合理化。

仮使用承認制度について、必要な安全を確保しつつ、手続きが円滑に進むよう、工事部分及び仮使用部分の安全対策に係る建築物の安全上・防火上の基準を整備し、この基準を満たす場合については、指定確認検査機関の仮使用の審査を受ければ、建築主は仮使用できるよう制度の合理化を図る必要がある。

- (4) 定期調査・検査報告制度及び維持保全のあり方。
- ①定期調査・検査報告制度の見直し。

定期調査・検査の実効性を高めるため、次の措置を検討する必要がある。

定期調査・検査報告の報告率の向上に向け、特定行政庁と連携し、建築物の所有者等に制度の周知徹底を図るとともに、報告がなされない場合には、建築基準法第12条——13ページになります。第5項による報告、同条第6項による立入検査を実施する等特定行政庁による安全確保の取組を徹底する。

不特定多数の者や高齢者等が利用する建築物等の安全性の確保を徹底すべき建築物や昇降機等については、法令により一律に定期調査・検査の対象とし、それ以外の建築物等については特定行政庁が地域の実情に応じた指定を行うことができるよう制度の見直しを行う。

防火設備について、専門的な知識と技能を有する者に検査させる仕組みを導入する。

定期調査・検査が適切に実施されるよう調査・検査の方法、判断基準をより具体的に定めるとともに、写真添付、検査結果の数値記載の充実を図る。

定期調査・検査の資格者に対して、資格者証の返納等の処分基準の明確化を図り、不適切な調査・検査を行った者に対する処分を徹底するとともに、資格者の資質向上を図るための講習内容等の充実を図る。

②昇降機等の維持保全の徹底。

昇降機等については、建築物の所有者等が建築基準法第8条2項の規定に基づき定める 保全計画において、昇降機等の保守・点検を含めた維持管理方法、体制等が定められ、適 切に保守点検や運行管理が行われるよう、所有者等を指導する必要がある。

以上がⅡでございます。

Ⅲ、その他。

- 1つ目でございますが、技術的基準に適合しない新たな構造方法等への対応。
- 1、現状と課題でございます。

平成10年の建築基準法改正により、建築物等が適合すべき技術的基準の性能規定化が

図られ、性能規定に適合することについて一般的な検証方法以外の方法で検証した建築物については、大臣が構造方法等の認定を行っている。これに伴い、それまで特殊な建築材料または構造方法の認定規定(旧38条)が廃止された。

一方で、技術的な知見が十分蓄積されていなかったり、検証方法が確立していなかったりすること等により、例えば、居室の採光や階段の寸法等のように、性能規定化されていない技術的基準がある。これらの規定に適合しない新しい建築材料や構造方法で必要な安全性等を確保できることとされているものについては、使用を認めるための認定制度がないことから、これらを実用化するためには技術的基準の見直しが必要となり、実用化に時間がかかるという問題がある。

これについての早急に講ずべき施策でございます。

国は、現行の技術的基準に適合しない新たな構造方法等について、必要な性能を有する場合には大臣が認定を行い、実用化を可能とする仕組みを検討すべきである。

ii ポツでございます。建築物の事故等に関する調査の充実。

1、現状と課題。

昇降機や建築物等で事故が発生した場合、災害で建築物に被害が発生した場合、原因究明及び再発防止策を行うため社会資本整備審議会に昇降機等事故調査部会及び建築物等事故・災害対策部会が設置され、昇降機・遊戯施設の事故及び昇降機等以外の建築物で発生する事故・災害について、専門家による調査体制が整備されている。

しかしながら、現行制度では、特定行政庁については、建築基準法12条の規定において建築物への立入調査、関係者からの報告聴取等を行う権限が定められているが、国については昇降機や建築物等の調査を行う権限は規定されていない。

このため、現状では、社会的影響が大きい重大な事故等が発生した場合、関係者に対して任意で報告を求めること、建築基準法16条の規定に基づき、特定行政庁に対して必要な報告を求めること、特定行政庁による現場の立入検査等の際に、相手方の了解を得て国交省の職員が立ち会うこと等により、国による原因調査等が行われている。

近年、昇降機等の事故、大規模な火災や地震等による被害の発生により建築物の安全確保の要請が高まっており、また、建築技術の高度化・複雑化が進んでいる。

このため、建築物において事故、災害等が発生した場合には、国と特定行政庁が協力し、 迅速に原因究明等の調査を行い、再発防止策を検討・実施していくことが新たな被害を防 ぐ意味から重要となっている。 しかしながら、建築物等について国が直接調査を行う権限が法制上位置づけられていないため、例えば原因究明のために必要な情報提供の要請を関係者が拒否するようなケースでは、国による機動的な調査の実施が必要となることから、国による調査権限の創設が必要である。

また、特定行政庁においても、違反建築物等に対して、安全確保上必要な是正指導や命令を行うため、建築基準法12条5項及び6項の規定に基づき、関係者からの報告徴収、建築物への立入検査等を行うことができるが、その対象には、建築設備等の製造者や維持保全に関わった関係者は含まれておらず、十分な調査を行うことができない現状にあり、調査権限の充実が必要である。

2番、これに対する早急に講ずべき施策。

国は、建築物において事故・災害等の発生した場合に、より機動的な原因究明の体制を確保するため、国も自ら法に基づき必要な調査を行えるよう、建築物への立入調査に加え、所有者、設計者、施工者、建築設備等の製造者や維持保全に関わった関係者等から報告徴収を行う調査権限の創設を検討すべきである。併せて、特定行政庁においても、建築設備等の製造者や維持保全に関わった関係者に対する調査を実施できるよう調査権限の充実を検討すべきである。

最後のページです。15ページ。

IV、施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題でございます。

本報告は、木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方につき審議を行い、その検討成果を取りまとめたものである。

引き続き「建築法体系勉強会」において提起された事項も踏まえ、今後の建築基準制度 のあり方について、次の事項を含めて今後とも継続して検討していく必要がある。

1番、新たな技術開発の促進とそれを踏まえた更なる性能規定化に向けた建築基準整備 のあり方。

2番、小規模な建築物に係る建築確認・検査のあり方、遊戯施設等に係る法規制のあり 方等も含めて、建築物の安全性等を確保するためのより実効性のある建築規制のあり方。

3番、既存不適格建築物の改修・増改築促進策等の既存建築ストックを有効に活用する 観点からの建築規制のあり方。

4番、持続的かつ的確に建築行政を執行するための体制整備のあり方。

5番、よりよい建築・まち・環境づくりに向けた建築基本法のあり方。

「おわりに」。

この第二次報告は、木造建築関連基準等の合理化、効率的かつ実効性ある確認検査制度 等のあり方、技術的基準に適合しない新たな構造方法等への対応及び建築物の事故等に対 する調査体制について、それぞれ講ずべき施策を取りまとめた。

国土交通省においては、この第二次報告を踏まえ、必要な制度見直し等を速やかに実施 し、地方公共団体と連携を図りながら、様々な社会的要請がある中で建築行政に求められ る役割を的確に果たすべきである。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。ただいま事務局のほうから全文を読んでいただきました。建築基準制度部会からの本建築分科会への報告でございます。

まずこの部会からの報告について、ご質問をいただきたいと思います。これについての 特段のご意見はまた後で設けることにいたしますので、これは一体どうなっているんだと か、この辺がよくわからないといったことについてのご質問を受けたいと思います。いか がでございましょうか。

ご発言の場合は、お名前を先に出していただいて、ご発言を続けてお願いしたいと思います。いかがですか。比較的長文で、部会報告としてでございますけれども、かなり理念的な話と、少し具体的な話もまざっているところもありますので、その辺の違和感はちょっとあるかもしれませんけど。

【委員】 ちょっと教えていただけますか。質問ということで。5ページの上のところで、ちょうど木造建築に対する講ずべき施策の一番最後のほうなのですけれども、ここの「また、」というあたりから、いわゆる追加的な方法に関して、「在館者の安全な避難・救助が完了するまで建築物の倒壊・崩壊、延焼の拡大及び煙の拡散を防止できる場合には」と書いてあるんですが、こういう、例えば「防止できる場合には」というのは、それは何か建築の流れで防止できる。この「防止できる場合」というのは、実際に、残念ながら火事とか火災とかが起きたときにこういうことがわかってくるんじゃないかと思うんですけれども、この書き方で何か条件とかそういうのがきちんと決まるということを意味しておられるのか、ちょっとその辺を教えていただければありがたいなと思ったんですが、質問ということで、すみません。

【分科会長】 はい。事務局のほうから。

【事務局】 はい。すみません。ちょっと言葉足らずの面もあるのかもしれませんが、

このようなことを防ぐために、例えば柱やはり等を気密よい構造にするとか、それから、 火災の拡大を防ぐためにところどころに防火扉を設けたりして、煙とか火災の拡大を防ぐ というような措置を今、規制として講じているんですけども、主にここで言っているのは、 柱とかはりを今、耐火構造にしなさいと言っていまして、基本的には鉄筋コンクリートの ようなものにしなければ、燃えないものに、構造にしなさいというふうに言っているとこ ろを、一定の木造でもなかなか燃えにくいような構造にしていただければ、ちゃんと安全 に避難できるようなことになれば、そういったものまで許せるようにしていこうと。その かわり、きちんと火災とか煙が広がらないような措置は別途講じていただくという趣旨で ございまして、そういったようなことの性能をきちんと明確にして、具体的な基準を定め ていこうという趣旨でございます。

【委員】 わかりました。ありがとうございました。

ちょっと追加でよろしいですか。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 ということは、そのためにきちんと実験などもして、それを確認した上で、 その制度をつくりなさいというふうに言っているという意味ですね。

【事務局】 はい。既に実験など進めてきておりまして。それを踏まえて。

【委員】 ええ。ニュースなど拝見しました。ありがとうございます。

【分科会長】 私のほうからちょっと補足しますと、実験をやって、どのぐらいの時間がたてば煙が出る。もしくはフラッシュオーバーする。それから、どういう設備があったら上階への燃焼が防げるといったようなデータが最近集まってきておりますので、今お話ありましたように、在館者の避難ということで、どのぐらいの距離、避難の長さがあるかというところから、この避難できる場合というのが確保される、担保されるというふうな手続きになると。

【委員】 はい。ありがとうございました。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 ええ。ありがとうございます。

【分科会長】 ほかにこの辺。はい、どうぞ。お名前を先に。

【委員】 ○○です。11ページの一番最後のところの既存建築物の段階的改修のところなんですけれども、これは「全体計画の認定の手続きにおいて」云々ということなんですけども、新築と同様に高度な構造計算の審査についてはという、この「新築と同様に高

度な構造計算」というのはどういうものを想定されているんですか。こういう既存建築物 の段階的に改修をする場合というのは。

【事務局】 すみません。これもちょっと言葉足らずな面もございますが、今、構造計算適合性というのは、ちょっと前のほうのページを見ていただきますと、7ページをお開きいただくと、これも専門的で大変恐縮でございますけども、今、限界耐力計算とか保有水平耐力計算、これはルート3と言っているんですが、これは非常に難しい計算のお話なんです。それから、それよりも少し簡単なものが許容応力度等計算といいまして、今これが対象になっているんですけれども、全体計画認定の際には、実はちょっと手続き上、規制が若干漏れていたというところというのがありまして、こういったものが必要ないような、建物自体はこういう計算が必要なのですけど、適合性判定の対象にならないようなことになっているものですから、そこはやはりきちんと中身に応じてできるようにすべきだというのが、この11ページの記載のことでございます。

したがいまして、今回見直しをして、例えばルート3の部分は構造計算適合性判定で残すよということになりますれば、同じようにそういう計算が必要な場合には、全体計画の認定の際には必要ですよというふうにしていこうという趣旨でございます。

【委員】 わかりました。もう一つ、いいですか。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 12ページの型式適合認定のところなんですけれども、結構プレハブ住宅系というのは、全国、同じ型式認定で来ると、景観だったりとか、<u>実質</u>的な住宅、住まい方の問題だったりとかで、微妙なところで、こんなところまでというようなところで引っかかる、うまく調整できないようなことが起こったりするんですけれども、この型式の範囲の拡大とかというのはどれぐらいの範囲を想定されているのか、どんな議論があったのでしょうか。

【事務局】 これは実は今、型式適合認定といいますのは、例えばプレハブ住宅の場合ですと、構造安全性、つまり、耐震性も、防火的な安全性も、それから、設備関係など全部基準に、いわゆる建築基準法上の基準に適合しないと認定しないような仕組みになっているんですけれども、そうしますと、設備関係をちょっと変えるときに全部更新をしていかなければいけないものなので、実務者の方から、むしろ設備関係だけとか、防火関係だけとか、そういうような認定をしてもらえないかというご要望もあるんです。そういったことも踏まえて、少し対象の細分化みたいなことも含めて、ちょっと拡大という表現が適

切かどうかわかりませんが、そういう趣旨でこれは書いています。

【委員】 ああ、そういう意味。ちょっといいですか。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 そうすると、手続きの問題になるかもしれないんですが、例えばちょっとした抜きだけだったりとか、ちょっとしたことで構造計算は変わりますよね。そういったときというのは型式認定の対象にならないので、確認申請になっていくとすると、なかなか協議するときにそこで引っかかって、プレハブだと、もうこれしかできないということがよくあって考えられるんです。そういうところは議論の対象になっていないということですね。

【事務局】 むしろそういった面に柔軟に対応するためには、場合によっては、この場所ではいろいろな点があるから、構造の部分だけは認定を受けているので、それをやると、構造の部分は審査が楽になるんだけども、それ以外は現地に合わせ、やったほうがいいという場合には、○○委員おっしゃったようなことができるだけしやすいような仕組みにするために、むしろ細分化できないかというような表現があると。

【委員】 なるほど。はい。わかりました。

【分科会長】 部会長として今の○○委員に対してお答えすると、その議論は両方ありました。プラス、マイナス、両方あって、どちらかというと、その真ん中というのか、真ん中よりちょっと変わらない方向かなと思います。今、事務局からお話のように、例えば構造の問題でそれがあったときに、ほかの設備だとかほかの安全性に関しては、同じなのだけれども、全てまた頭からやり直すというのは、これは全くむだというのか、という意味で、今回は今おっしゃったとおり、ずっと6つぐらいありましたね。その変更部分だけについて申請をするという手続きに変えたと。変えるのがこの方向だと思っております。議論は両方ありました。

【委員】 はい。わかりました。

【分科会長】 ほかにご質問よろしゅうございますか。

それでは、今の報告、建築基準制度部会の報告について、内容についてのご質問は承ったとして、これについての分科会の方々からのご意見をいただきたいと思います。

全体構成として、目次にありますし、事務局からも紹介がありましたけど、木造と、それから、確認検査制度の問題と、その他というのでしょうね。その他の中に実はもう一つ分かれていて、2項目あるのですけど、分かれておりますので、議論を効率よく進めさせ

ていただくために、まず木造部分について、ここについて分科会の委員の方々からご意見 をいただけるでしょうか。

まず、「はじめに」の書き方、これは頭書きのようなもの、頭書きという形で、国土交通 大臣から、先ほど私が、当初確認いたしましたけれども、国土交通大臣から社会資本整備 審議会への諮問、それからというような流れの経緯が書かれておりまして、ここについて はいかがでしょうかね。この文章、特におかしいところはないということでよろしゅうご ざいますか。

それでは、Iの木造建築関連基準のあり方について、先ほどご意見がありましたように、 木造建築物に対して、ある要件を満たせば、木造建築物の構築を認めるという方向で、部 会からの意見が出てきております。いかがでございましょうかね。

これについても、部会の中の議論とともに、パブリックコメントもなされておりまして、 意見としては賛否両論あったというのも事実でございます。部会としては木造に関して実 験データもあるし、こういった条件の形で、なるべく木造利用の促進という観点からも提 案としては進めるようにということを国土交通省のほうに回答するというものでございま す。よろしゅうございますか。これに対して、やっぱり木造はまだだめだと。だめという のかですね。

では、よろしければ、次に、効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方。これはや や長くて、項目も多くて、部会の中でも随分議論をいたした項目でございます。こちらに 対してももうちょっと対象を広げる。手続き論だとか、それから、適合性判定の対象につ いて、特にこのあたりが、もう少し適合性判定機関の対象範囲を絞ろうとかというご意見 もあるし、いや、もう今のままでまだ問題の建築物がある。そういう生産を許すべきでは ないということで、現状というご意見も、これも両論ございました。

最終的には、今、事務局から読んでいただきましたような部会報告としては、適合性判定機関を、これは制度的には現状のまま、確認とは別機関でやるということは残すと。そのかわり、今、都道府県知事が指定しているのを申請者のほうで、適合性判定機関をある程度、自分たちのほうで選んで、そこに提出できるといったような形。それから、対象範囲も、いわゆる耐震設計でいう、設計フローと我々は呼んでおりますけれども、構造計算の中でのルート2の部分について、ある条件をもとに適合性判定、今まで適合性判定をかけていたものを少し外すと言うのでしょうかね。そこから除去すると。適合範囲を少し絞ったというのが提案に当たります。それが大きいですかね。あとは昇降機の問題でござい

ますね。それから、仮使用の問題等ございます。ここはちょっと項目がいろいろあって、 部会もかなりの時間をここの部分の成案化に割いたというのが、部会の現状でございます。 何かここの部分について、ご意見等。はい、どうぞ。

【委員】 ○○でございますけども、内容については全く異存はございませんし、非常に難しい課題について、ここまでまとめられた皆さんのご努力に敬意を表したいと思います。

それで、お話を聞いておりまして、今後、今日のこれを踏まえて、さまざまな施策を展開するときにご考慮いただければということで申し上げますけども、適判あるいは確認検査機関でこういったことを展開していく際に、実際の労度と言いましょうか。労度というのは、具体的にはこういった判定をされる方々のマンパワーが物量としてどうか、実際にどうかということとともに、この中でかなり専門性を要求される人材の層等もございますので、やはり戦略的にここが厚くなっていただかないとボトルネックになっていく可能性等もありますので、今こういった適判のための報酬あるいは確認検査の報酬がどうなっているか存じ上げませんけども、むしろこういったところはしかるべき報酬をとれるような運用をお考えいただけると、今、今日ご提案の内容をする人材が厚くなっているんじゃないかと。

むしろ、おそらく事業をされている方からいたしましても、そこがボトルネックに当たっているために事業が遅れていくほうが戦略的に見ますと非常に。ですから、要は、単純に言うと、そういった適判に対する報酬等が上がることはまた問題じゃないかという感想ではなくて、むしろそこがボトルネックになることによって事業が遅れたりすることのほうが、全体として見ますと、こういったことの対象になるようなプロジェクトを推進される方からすると非常に経済的にも困ったことになりますので、むしろ、今日ご提案のものを伝える際には、しかるべき経営資源が、この適判機関なり、確認検査機関等の方々が投入できるような環境というものを、この運用を見ながら考慮いただけるとありがたいかなというように思いましたので、意見を申し上げます。

以上でございます。

【分科会長】 はい。ありがとうございました。貴重なご意見として承りたいと思います。同様な意見も実は部会でもございまして、わりと競争的になるのが、今、○○委員のご指摘のような、不当な価格低下に結びつく。ただ、それはやっぱり、どちらかというと、運用時点において国土交通省のほうで適切な指導をするということに、部会のほうでもそ

ういう形にとどめたとなっております。

その辺はほかの法律体系等もございますので、議事録もしくは口頭の形で、今後の運用 というのか、実態的な法文とか、それから、いろいろな指導体制の中でご配慮いただくと いうことは、この場での記録としても残させていただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、3番目がその他と書いてありますけれども、これは実は2つございまして、 先ほど事務局が読み上げていただいた、旧38条といったものについての問題点というこ とで、これはここに書いてございましたように、新しい技術とかそういったものが出てき たときに柔軟に対応できるようにという形での、この新しい構造方法への対応ということ での提言、講ずべき施策ということでの提言となってきております。

細かい制度設計は多分この先の話になると思いますけれども、基本的には新しい建築技術に対して、それの提案が後ろ向きにならないようにと。それが早い時期に社会で使えるようなという体制をつくりたいというのがこの提言の趣旨になってきております。

そうですね。Ⅲのその他の中の i 、技術的基準に適合しない。こちらについては今、私が申し上げたとおりでございますけれども、38条の廃止後に出てくる社会的な要望に対する部会からの提言ということになります。よろしゅうございますでしょうか。

では、その次のIIIのその他に続いて、iiですね。事故等に関する調査の充実ということで、現状認識があって、講ずべき処置ということでございます。これは本日ご出席の昇降機等の事故調査委員会の〇〇委員もいらっしゃいますけれども、実際に昇降機等事故、けが人、また、不幸にして亡くなる方も出ている状況を踏まえて、それを国土交通省のほうでも、ある責任体制を持ってちゃんと調査できるような制度につくりたいという、これは部会としての要望で、これは行政的にどう反映されるかは今後、国土交通省の住宅局並びに住宅局建築指導課の努力を期待するということでございますが、部会としては、少し積極的な調査能力を確保するような方策が必要ではないかという提言でございます。

こういった提言について、いかがでございますか。

それでは、最後が施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題ということで、これは私の部会のほうの部会長としても事務局のほうにお願いしたのでございますが、皆さん方ご存じのように、建築基準法、1950年に出ておりますので、もう今年で六十何年ということになりますので、少し抜本的な見直しという議論が、実は1回なされております。それが建築法体系勉強会というところでなされておりまして、そこに提起された事項という

ことで、ぜひ基準法の抜本的な見直しということも今後の法制度のあり方だという前文がありまして、少し具体的な例を起こすと、1、2、3、4、5という形で、部会からの報告ということでまとめたものでございます。このあたりについてはいかがですかね。言い回しとかも含めまして、よろしゅうございますでしょうかね。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 はい。どうもありがとうございました。

それで、「おわりに」は、「はじめに」と絡んだ締め、終わりの文章ということでございます。

各文について、委員の皆様方にご意見を伺いました。それでは、全体について何かご意見とか、今後これを反映するに当たって、建築分科会として、事務局のほうに要望したい点等ございましたらご発言をいただきたいと思います。

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

【委員】 すみません。関連なのですが、先ほどパブリックコメントに関して、これはもう実施されたということですが、それに関しては、もう部会のほうできちんとその内容に関しては審議が終わっているという、そういう理解でよろしいわけですか。

【分科会長】 はい。パブコメ、実は今年に入ってから行われまして、事務的に言うと、 これは20日間でしたか。3週間。

【事務局】 約2週間強でございます。

【分科会長】 2週間ですね。いただいたご意見は、60近くあったと思います。それは部会の中でそれぞれ見ましたし、後ろのほうに部会のスケジュールがございますが、12月の半ばにこれの案が出て、この年末年始を含めて、各委員のほうに複数回にわたって修正案を出してもらっておりますので、各委員からのご意見も、これもかなりの数だったと。これも60近くあった。55か6件。全て対応いたしております。

【委員】 はい。わかりました。ありがとうございます。

【分科会長】 はい。よろしゅうございますか。じゃ、ご意見、特段ないということで、 意見交換を終了させていただきたいと思います。

それでは、この基準制度部会からの提案について、建築分科会として、委員の皆様方、 ご承認いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。全会一致ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、冒頭にも申し上げましたけれども、平成24年の8月に国土交通大臣の諮問事項でございます「今後の建築基準制度のあり方について」、そのうち、3つ大きな項目があったのですけれども、木造建築関連基準等の合理化、それが1番目。それから、2番目として、効率的かつ実効性ある確認検査制度等の構築に向けて、これの第二次。もう一つあったのは耐震改修促進に関するもので、これは昨年の2月でしたか。この分科会のご了解を経て、施行に移っております。

それでは、この木造と、それから、効率的かつ実効性ある確認制度機関のあり方についての二次報告を、建築分科会としてこの案で取りまとめをさせていただきまして、社会資本整備審議会、福岡会長のほうに報告をしたいと思います。

これは1点、最終報告の確認ですけれども、この資料2の頭書き、これは提出者は建築 分科会ということになってよろしゅうございますね。もし建築基準制度部会を並列するの であれば、もう一つ、建築分科会とついて、中点でも打っていただいて。

【事務局】 分科会からの報告は、分科会の名前で分科会長に提出いただくと。

【分科会長】 はい。分科会のほうでね。ということで、最終的な資料としては、今、 お手持ちの資料2の最初の、ほんとうにこの頭書きの表紙のところが、本日付をもって社 会資本整備審議会、建築分科会からの報告ということで、一番下の行、建築基準制度部会 は、正式な資料としては削除するということにさせていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして、建築分科会の第二次報告をさせていただきたいと思います。

委員の皆様方には、答申並びに付託に対する取りまとめに当たりまして、ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。本日、特に5時を過ぎてからお集まりいただいたことに感謝をいたします。

以上で、本日の予定の議事を終わらせていただきたいと思います。

では、今後の予定について、事務局のほうに進行をお渡ししたいと思います。

【事務局】 それでは、おまとめいただきました第二次報告につきましては、この後、 分科会長から、審議会長、福岡会長にご報告をいただきまして、福岡会長のご了解をいた だければ、国土交通大臣に第二次答申という形で提出していただくことになります。分科 会長はじめ、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、熱心なご議論をいただき まして、まことにありがとうございます。心より御礼申し上げます。 なお、本日の議事につきましては、事務局で後日、議事録として取りまとめまして、皆 様方にご確認をいただきたいと思いますので、その際にはよろしくお願いいたします。

最後になりますが、事務局よりご挨拶申し上げます。

【事務局】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、分科会報告という形で取りまとめいただきまして、まことにありがとうございます。

委員の先生方には日ごろから建築行政、大変お世話になっていることをあわせて御礼申 し上げたいと思います。

今、盛りだくさんというようなことで、ご紹介をさせていただきましたけれども、ここ数年、長いものでは10年来の懸案が相当詰まっています。

例えば38条認定の一部復活ですけども、平成10年の制度規定化の建築基準法大改正のときの最大の残ってしまった宿題ということで、長年、特に技術分野の方から非常にご指摘を強く受けてきたところでございます。また、木造の学校も22年に公共建築の木造利用促進法というのができたのですが、実は基準法の見直し規定というのは、ここに議員修正で入りまして、とことん20年、自民党が議員立法で考えていたものの条文が入ったことの宿題の返しということになろうかと思います。

また、構造適判の話も、○○委員に座長をしていただきました基準法の見直し検討会、これは22年に結論が出ておりますけれども、これの宿題ということで、この辺も4年来の宿題でございまして、さらに昇降機等の国の調査も、○○部会長に今、昇降機調査をお願いしていますけども、平成20年度末に昇降機の調査を本格的にきちっとやるようになってから以来の、これはもう国会でも取り上げられた懸案でございました。それぞれに担当者は思いのあるところで、このような形で取りまとめいただきまして、ホッとしているところでございます。

ただ、ホッとするわけにいかなくて、実はこれは国会に通さなければ、法案にならなければ意味がないわけでございます。こうして、今、作業をさせていただいておりまして、できれば今国会に何とかすべり込みで出させていただきたいというふうに思っているところでございます。引き続き、よろしくご指導いただきますようお願いします。

また、最後に宿題が出ていますが、これはサラッと書いていますけれども、過去の議論を思い起こしますと、今回の取りまとめの山に比べれば、ひょっとすると、富士山とエベレストぐらいの山の高さの違いがあるような気もいたすわけでございますけれども、多少時間がかかっても、これはしっかり検討して、やることをしっかりやっていきたいと思っ

ております。

引き続き、委員の先生方にはご指導よろしくお願い申し上げたいと思います。本日はま ことにありがとうございました。

【分科会長】 どうもありがとうございました。住宅局長、それから、指導課長、防災対策室長の方々にほんとうにいろいろお時間を割いていただきました。

それでは、予定時間を少し超えてしまいましたけれども、以上をもちまして、本日の建築分科会の審議を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、ご参集いただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —